

# 名古屋大学農学部同窓会関東支部 会則の改正案

2018年4月11日幹事会承認

## 1 提案の趣旨

支部の会計を公正・明瞭にするため、監査役を置き、会計処理を一元化できるよう支部名義のゆうちょ銀行口座を作る。

## 2 会則改正の理由

現在は支部長及び幹事（事務局長）による会計をチェックする体制がないため、総会で監査役を選出できるようにする。支部名義のゆうちょ銀行口座を開設するために、会則に支部の所在地を記す。

## 3 会則（本則）の改正案

(1) 第二章の題名「名称」を「名称及び所在地」とする。

(2) 第二条の二を設ける。

「第二条の二 この会を次の所在地に置く。

東京都千代田区神田錦町 3-28

（学士会館内名古屋大学東京連絡所）」

(3) 第五条の 2.の次に、「3. 監査役 1名」を加える。

(4) 第六条の「支部長は、支部総会で選出され、」を「支部長及び監査役は、支部総会で選出され、」とする。

## 4 第二章、第五章の現行と改正案との対比表

現行	改正案
<p>第二章 名称</p> <p>第二条 この会は、名古屋大学農学部同窓会関東支部と称する。</p>	<p>第二章 <u>名称及び所在地</u></p> <p>第二条 この会は、名古屋大学農学部同窓会関東支部と称する。</p> <p><u>第二条の二 この会を次の所在地に置く。</u></p> <p><u>東京都千代田区神田錦町 3-28</u></p> <p><u>（学士会館内名古屋大学東京連絡所）</u></p>
<p>第五章 役員</p> <p>第五条 この会は、次の役員を置く。</p> <p>1. 支部長 1名</p> <p>2. 幹事 若干名（うち事務局長1名）</p> <p>第六条 支部長は、支部総会で選出され、その任期は次の総会が開かれる迄の期間とする。但し留任を妨げない。尚、支部長は、幹事を任命し、幹事の中から事務局長を指名する。</p>	<p>第五章 役員</p> <p>第五条 この会は、次の役員を置く。</p> <p>1. 支部長 1名</p> <p>2. 幹事 若干名（うち事務局長1名）</p> <p><u>3. 監査役 1名</u></p> <p>第六条 <u>支部長及び監査役</u>は、支部総会で選出され、その任期は次の総会が開かれる迄の期間とする。但し留任を妨げない。尚、支部長は、幹事を任命し、幹事の中から事務局長を指名する。</p>

## 5 改正の施行

付則-4 で改正の施行日を次のようにする。

付則-4 この改正は、平成 30 年（西暦 2018 年）11 月 17 日より施行する。